

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月31日まで有効)			
交	規	第	1 2 2 号
(交 指)			
令和 7 年 6 月 2 3 日			

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について

駐車規制からの除外措置の運用の見直しについては、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（令和7年6月23日付け交規第120号。以下「本部長通達」という。）により、その基本的な考え方が示されたところであるが、その推進上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、本通達については、今後、制定される「青森県道路交通規則の一部を改正する規則」の施行日から運用することとする。

記

1 対象となる車両の例

本部長通達2(1)から(3)までに示された車両の例は、次のとおりである。

- (1) 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもののうち、
 - ア 当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの。
 - (例) 緊急用務に使用中の緊急自動車、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両、秘匿捜査に使用中の車両等
 - イ アに掲げる車両の用務の客体であって、これと一体であると認めるべきもの。
 - (例) 警察車両が随伴する車両、警察活動に伴い停止を求められている車両等
- (2) 道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中のものうち、当該用務に従事することが明らかなもの。
 - (例) 道路の維持作業に使用中の道路維持作業用自動車、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車であって、当該目的のための使用中の車両等
- (3) (1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、(1)又は(2)に規定する用務に使用中の車両であって、青森県公安委員会から交付を受けた駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を掲出しているもの。
 - (例) 医師が緊急往診のために使用中の車両、保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両、助産師が直ちに妊産婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両、専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する

郵便物の集配に使用中の車両等

- (4) 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両で除外標章を掲出しているもの及び患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって当該輸送に使用中であり、かつ、除外標章を掲出しているもの。

(例) 歩行が困難な身体障害者本人が使用中の車両、患者輸送車、車いす移動車等

2 除外標章交付対象

- (1) 1 (1) 及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、1 (1) 又は(2)に規定する用務に使用中の車両並びに1 (4)に規定する「患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両」

これらの対象車両については、車両番号を特定し、車両ごとに除外標章を交付するものとする。

- (2) 1 (4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両」

これらの車両に掲出するための除外標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとする。この場合、1 (4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者」とは、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（昭和45年3月31日付け自治府第31号）及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（平成9年3月27日付け障第125号）に示された税の減免の対象等に鑑み、原則として、次に掲げる者をいうものとする。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3 級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1 級から 2 級までの各級	—
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症

		までの各項症
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	—
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

イ 療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

エ 小児慢性特定疾病児童手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付を受けている者

3 手続面の整備

除外標章に係る手続は、本部長通達3(1)を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1) 申請書及び添付書類

除外標章交付申請時の申請書は、別添1の書式を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は2部とし、新規申請時の添付書類についても、以下のものに限ること。

ア 用務に基づく除外指定車に係る申請の場合

(ア) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(イ) 当該車両に係る用務を疎明する書面

疎明する書面は、契約書、資格証等の写しといった、既存の書面で差し支えないこととする。この場合において、医師の緊急往診等に関する疎明資料として、訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、(ア)で示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

イ 身体障害者等で歩行が困難な者に係る申請の場合

(ア) 除外標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

(イ) 除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

(2) 有効期間

3年以内とすることを原則とする。

(3) 除外標章の様式等

除外標章の様式については、別添2を参照のこと。

交付した除外標章は、当該除外標章を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

(4) 除外標章の再交付等

ア 再交付申請

除外標章の再交付を申請する場合における申請書は、別添3の様式を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ 記載事項変更届出

除外標章の記載事項を変更する場合における届出書は、別添4の書式を使用すること。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ 返納

除外標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなどにより、交付された除外標章が不要となった場合には、除外標章を交付された者にこれを返納させること。

この場合において、交付された者が返納のために来署等した場合には、管轄を問わず、これを受理すること。

4 申請手続等の周知

駐車規制からの除外措置に係る申請の要領については、各種広報媒体の活用や自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

5 除外標章の不正使用事案等への厳正な対処

本部長通達3(2)に規定する除外標章の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、除外標章が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。

また、平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に除外標章の使用条件等の遵守状況を確認したりするなど、除外標章の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該除外標章の返納命令や車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

6 その他

- (1) 駐車規制からの除外措置は、青森県公安委員会が定めた青森県道路交通規則に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないよう、本通達の趣旨について第一線職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、除外措置の可否等に係る事務に疑義が生じた場合は、交通規制課との連携を密にし、適切な対応を図ること。
- (2) 本通達で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減等の観点から、関係者の意見要望や各警察署の実情を踏まえつつ、より一層の合理化及び簡素化を図ること。

担当 交通規制課規制第二係

除外標章交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
番号標に表示 されている番号				
除外を受けよう とする期間				
除外を受けよう とする区間				
除外を受けよう とする理由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する			
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

表

駐車禁止除外指定車	番 号	第	号
	発行日	年 月 日	
使用中			
車両番号	号		
運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり			
有効期限	年 月 日 まで		
青森県公安委員会			印

裏

注意事項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
※ 次のような駐車はできません。
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 4 4 条第 1 項及び同法第 7 5 条の 8 第 1 項） ● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 4 5 条第 1 項各号及び第 2 項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 4 7 条及び第 4 9 条の 3 第 3 項） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 1 条第 1 項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 1 条第 2 項）
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。
4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。
(1) 有効期限が経過したとき。
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
(3) 使用する必要がなくなったとき。
☐ 被交付者等
住所 氏名

注 1 色彩は、緑及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 B 6 横長とする。

除外標章再交付申請書 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

除外標章記載事項変更届	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	年 月 日
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。